

## 身寄りのない高齢者に関する支援体制の構築について(課題)

### 1 包括的な相談・調整窓口の整備

#### (1)終活情報の登録

ひとり暮らしで身寄りのない高齢者などを対象に終活全般に関する相談を受け、必要な助言や関係機関の案内などのコーディネートを行う相談窓口を整備する。

もしものときに備えた本籍地、筆頭者や緊急連絡先、かかりつけ医、墓の所在地など必要な情報を事前に登録しておき、それを保管したり保管場所の登録をしたりする終活情報の登録を対象者にしてもらう。

##### 【主な登録情報】

- ・「もしも」に備えた「本籍地・筆頭者」「緊急連絡先」、「かかりつけ医、服薬情報」、「リビングウィル」「エンディングノート(わたしの人生ノート)」「遺言書の保管場所」、「葬儀等の生前契約先」「お墓の所在地」「身元保証契約の有無」等に関する情報を登録
- ・情報を登録する手段として、「わたしの人生ノート」の活用

##### 【照会先】

・警察・病院・介護施設・親族・身元保証人・死後事務委任受任者……事前に本人に照会可能先を決めてもらう

##### 【対象者】

- ① 市内在住の方
- ② 身寄りが無い又は頼れる親族がいない65歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- ③ 認知機能に問題がなく、日常生活自立支援事業や成年後見に該当しない場合、かつ、非課税・生活保護など金銭的にサービス業者との契約が困難な方
- ④ 障がいのある方を対象に含めるか。

#### (2)単身高齢者等包括支援プラットフォームの整備

利用者が、安心して民間の身元保証等高齢者サポート事業者を利用できるようにするための仕組みを整備する。

##### 【民間身元保証会社との契約支援】

- ① 民間身元保証会社の登録基準の明確化
- ② 契約内容の説明時の立会い
- ③ 死後事務について履行状況の確認

【後見サポートセンターみらいとの整理(任意成年後見制度)】

財産管理等委任契約を含む契約締結後に利用者の判断能力が不十分になった場合の成年後見制度への移行確認

(3)申請窓口

- ・申請窓口をどこにするか。
- ・登録方法をどうするか。電子申請してもらうか。紙で申請してもらうか。
- ・登録情報の開示請求手続きの設定

## 2 総合的な支援パッケージの提供

十分な資力がない方で、終活情報の登録をしていない人が緊急搬送された場合や、退院後施設への入所等をする場合の支援を行う。

【支援内容】

- ・通帳含む金銭預かり、現金引き出し、振込みや各種支払い、各種手続き(住民異動、戸籍など証明証の発行、入院準備(荷物手配など)・入退院、ペットへの対応、介護施設への入所、医療保険・介護保険に関する手続きなど)、死後事務対応(主に財産処分)など

【支援体制】

- ・特定の機関にのみ負荷がかかることのないよう、行政、各種相談機関と受入機関の病院・施設のチーム体制により支援する仕組みづくりを様々な主体がみんなで取組む必要がある。  
⇒チーム体制の構築と支援内容の役割分担の明確化
- ・困難事例の弁護士相談体制

【対象者】

- ① 市内在住の方
- ② 身寄りがない又は頼れる親族がいない 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の方
- ③ 認知機能に問題がなく、日常生活自立支援事業や成年後見に該当しない場合、かつ、非課税・生活保護など金銭的にサービス業者との契約が困難な方
- ④ 日常生活自立支援事業や成年後見へつなげることが決定している場合、そのつなぎの期間の支援が必要な方
- ⑤ 本人が民間のサービス業者との契約を望まないが、支援が必要と思われる方
- ⑥ その他支援が必要と思われる方
- ⑦ 障がいのある方を対象に含めるか。

### 3 ガイドラインの周知啓発と実態調査

身元保証がない方の入院・入所に関するガイドラインの内容について、周知啓発が必要なことから、アンケートを兼ねた周知を図る。

- ① 地域包括支援センターと居宅介護支援事業所へのアンケート実施(7 月中)。アンケート内容は次の内容を予定している。
  - ・ガイドラインの認知度はどの程度あるか。
  - ・担当している高齢者で、身寄りがない、頼れる親族がいない、又は近い将来そうなる可能性がある人を何人把握しているか。

(参考 鈴鹿市社会福祉協議会と病院部会との意見交換会時資料から)全国の取り組みについて

#### ○終活相談窓口

・終活に関わる相談を主として、自治体もしくは委託を受けた社会福祉協議会が設置している。

・三重県松阪市・三重県四日市市・愛知県春日井市・岐阜県岐阜市・神奈川県鎌倉市・神奈川県大和市・神奈川県逗子市・神奈川県横須賀市・東京都豊島区・福岡県福岡市など

#### ○終活情報登録事業

・終活相談窓口と連動して、65 歳以上の一人暮らし高齢者等を対象として、「緊急連絡先、家族情報、医療情報、介護・福祉サービス情報、納骨先・納骨依頼先、死後事務委任契約先、家財道具処分先、遺言書の保管場所 エンディングノートの保管場所」などを登録しておき、本人の意思表示が困難になったときや死亡時に警察署、消防署、医療機関、福祉事務所など指定した機関からの照会に対し、自治体が本人に代わり情報提供する事業。

・三重県四日市市・愛知県大府市・愛知県春日井市・岐阜県岐阜市・神奈川県鎌倉市・神奈川県大和市・神奈川県逗子市・神奈川県横須賀市・東京都豊島区・福岡県福岡市・香川県坂出市・北海道石狩市など

#### ○あんしんサポート事業

・非課税等の要件を満たす身寄りのない高齢者と契約を締結し、見守りや安否確認サービスに加え、葬儀及び納骨、家財処分など死後事務を代行する事業。

死後事務に関して預託金が必要となるが、事業内容によっては日々の生活支援(見守り訪問やあんしん電話などの見守りサービス、入院時に必要な物品を届けるなど)を中心とした事業も展開する。

・三重県四日市市・三重県木曽岬町・愛知県名古屋市・東京都豊島区・東京都中野区・高知県高知市など

#### \*県内における行政の取り組み状況

・松阪市「エンディングサポート相談窓口」(令和4年9月～)

・四日市市「終活支援相談窓口」(令和6年6月～)、「終活情報登録事業」(令和6年10月予定)